

ニセコ町景観条例施行規則新旧対照表

現 行	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(建築物以外の工作物)</p> <p>第2条 条例第2条第5号に規定する建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 門、堀、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの</p> <p>(2) 煙突その他これらに類するもの</p> <p>(3) 物見台塔その他これらに類するもの</p> <p>(4) 通信用鉄塔その他これらに類するもの</p> <p>(5) その他町長が指定し、告示したもの</p> <p>(関係住民等)</p> <p>第3条 条例第2条第7号に規定する関係住民等は、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(管理不良状態)</p> <p>第4条 条例第2条第8号に規定する管理不良状態とは、次の各号に掲げる状態をいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(地域区分)</p> <p>第5条 条例第8条第2項各号に掲げる地域の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(景観協定の認定)</p> <p>第6条 条例第14条第1項により景観協定の認定の申請をしようとする者は、景観協定認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(景観協定の認定の告示)</p> <p>第7条 条例第14条第3項の規定による告示は、ニセコ町公告式条例(昭和25年ニセコ町条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。</p> <p>(景観協定の変更または廃止の認定)</p> <p>第8条 条例第14条第4項の規定により景観協定を変更し、又は廃止しようとする者は、景観協定変更届出書(様式第2号)又は景観協定廃止届出書(様式第3号)に次に掲げる書類(廃止の場合は、第1号及び第4号に掲げる書類を除く。)を添えて、町長に提出しなけれ</p>	<p>第1条 略</p> <p>(削除)</p> <p>(関係住民等)</p> <p>第2条 条例第2条第7号に規定する関係住民等は、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(管理不良状態)</p> <p>第3条 条例第2条第8号に規定する管理不良状態とは、次の各号に掲げる状態をいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(地域区分)</p> <p>第4条 条例第8条第2項各号に掲げる地域の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(景観協定の認定)</p> <p>第5条 条例第14条第1項により景観協定の認定の申請をしようとする者は、景観協定認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(景観協定の認定の告示)</p> <p>第6条 条例第14条第3項の規定による告示は、ニセコ町公告式条例(昭和25年ニセコ町条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。</p> <p>(景観協定の変更または廃止の認定)</p> <p>第7条 条例第14条第4項の規定により景観協定を変更し、又は廃止しようとする者は、景観協定変更届出書(様式第2号)又は景観協定廃止届出書(様式第3号)に次に掲げる書類(廃止の場合は、第1号及び第4号に掲げる書類を除く。)を添えて、町長に提出しなけれ</p>

ばならない。

(1)～(4) 略

(勧告)

**第9条** 条例第16条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(コミュニティ協定の認定)

**第10条** 条例第18条によりコミュニティ協定の認定の申請をしようとする者は、コミュニティ協定認定申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(コミュニティ協定の認定の要件)

**第11条** 条例第19条に規定する認定の要件は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(コミュニティ協定の認定の通知)

**第12条** 町長は、条例第19条第1項に規定する認定をしたときは、コミュニティ協定認定通知書(様式第5号)により、当該コミュニティ協定の認定申請者に対し通知するものとする。

(コミュニティ協定の変更または廃止の認定)

**第13条** 条例第19条第2項の規定によりコミュニティ協定を変更し、又は廃止しようとする者は、コミュニティ協定変更届出書(様式第6号)又はコミュニティ協定廃止届出書(様式第7号)に次に掲げる書類(廃止の場合は、第1号及び第4号に掲げる書類を除く。)を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(コミュニティ協定の認定の取消し)

**第14条** 町長は、条例第20条の規定により認定の取消しをしたときは、コミュニティ協定認定取消通知書(様式第8号)により、当該コミュニティ協定の認定申請者に対し通知するものとする。

(助成)

**第15条** 条例第21条に規定する助成は、予算の範囲内において、別に定めるところにより行なうものとする。

(重要景観等の指定の要請)

**第16条** 条例第22条第2項の規定による指定の要請、及び同条第3項の規定による同意は、それぞれ、重要景観等指定要請書(様式第9号)、重要景観等指定同意書(様式第10号)により行うものとする。

ばならない。

(1)～(4) 略

(勧告)

**第8条** 条例第16条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(コミュニティ協定の認定)

**第9条** 条例第18条によりコミュニティ協定の認定の申請をしようとする者は、コミュニティ協定認定申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(コミュニティ協定の認定の要件)

**第10条** 条例第19条に規定する認定の要件は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(コミュニティ協定の認定の通知)

**第11条** 町長は、条例第19条第1項に規定する認定をしたときは、コミュニティ協定認定通知書(様式第5号)により、当該コミュニティ協定の認定申請者に対し通知するものとする。

(コミュニティ協定の変更または廃止の認定)

**第12条** 条例第19条第2項の規定によりコミュニティ協定を変更し、又は廃止しようとする者は、コミュニティ協定変更届出書(様式第6号)又はコミュニティ協定廃止届出書(様式第7号)に次に掲げる書類(廃止の場合は、第1号及び第4号に掲げる書類を除く。)を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(コミュニティ協定の認定の取消し)

**第13条** 町長は、条例第20条の規定により認定の取消しをしたときは、コミュニティ協定認定取消通知書(様式第8号)により、当該コミュニティ協定の認定申請者に対し通知するものとする。

(助成)

**第14条** 条例第21条に規定する助成は、予算の範囲内において、別に定めるところにより行なうものとする。

(重要景観等の指定の要請)

**第15条** 条例第22条第2項の規定による指定の要請、及び同条第3項の規定による同意は、それぞれ、重要景観等指定要請書(様式第9号)、重要景観等指定同意書(様式第10号)により行うものとする。

(重要景観等の指定の告示及び通知)

第17条 条例第22条第4項の規定による告示は、ニセコ町公告式条例(昭和25年ニセコ町条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

2 略

(重要景観等についての現状の変更等の届出)

第18条 条例第24条の規定による届出は、当該行為の着手する14日前までに、重要景観等現状変更等届出書(様式第12号)を町長に提出して行うものとする。

(重要景観等の指定の解除)

第19条 条例第26条第2項の規定による告示は、ニセコ町公告式条例(昭和25年ニセコ町条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

2 略

(開発事業の協議)

第20条 条例第28条の規定による協議を行おうとする者は、開発事業の区分に応じ、次の各号に掲げる開発事業協議書(以下「協議書」という。)2通に、別表1に掲げる図書2通を添えて協議を行うものとする。

(1) 条例第28条第1号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業(建築物 第1号該当)協議書(様式第14号)

(2) 同条第2号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業(建築物 第2号該当)協議書(様式第15号)

(3) 同条第3号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業(工作物)協議書(様式第16号)

(4) 同条第4号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業(指定事業場)協議書(様式第17号)

(5) 同条第5号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業(土地の区画変更)協議書(様式第18号)

(6) 同条第6号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業(土地の分割販売)協議書(様式第19号)

2 略

(指定事業場)

第21条 条例第28条第4号の規定による指定事業場は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(7)まで省略

(重要景観等の指定の告示及び通知)

第18条 条例第22条第4項の規定による告示は、ニセコ町公告式条例(昭和25年ニセコ町条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

2 略

(重要景観等についての現状の変更等の届出)

第17条 条例第24条の規定による届出は、当該行為の着手する14日前までに、重要景観等現状変更等届出書(様式第12号)を町長に提出して行うものとする。

(重要景観等の指定の解除)

第18条 条例第26条第2項の規定による告示は、ニセコ町公告式条例(昭和25年ニセコ町条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

2 略

(開発事業の協議)

第19条 条例第28条の規定による協議を行おうとする者は、開発事業の区分に応じ、次の各号に掲げる開発事業協議書(以下「協議書」という。)2通に、別表1に掲げる図書2通を添えて協議を行うものとする。

(1) 条例第28条第1号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業(建築物)協議書(様式第14号)

(削除)

(2) 同条第2号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業(工作物)協議書(様式第15号)

(3) 同条第3号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業(指定事業場)協議書(様式第16号)

(4) 同条第4号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業(土地の区画変更)協議書(様式第17号)

(5) 同条第5号に該当する開発事業を行おうとする者にあつては、開発事業(土地の分割販売)協議書(様式第18号)

2 略

(指定事業場)

第20条 条例第28条第3号の規定による指定事業場は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(7)まで省略

(8) その他町長が特に環境及び景観に影響があると認めるもの

(区画形質の変更)

第22条 条例第28条第5号の区画形質の変更とは、切土、盛土又は整地等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為で、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

(1)～(3) 略

(説明会の開催)

第23条 条例第30条第2項の規定による公表は、当該説明会の日程、場所、開発事業の内容等を関係住民等への通知、回覧その他の方法により行うものとする。

2 条例第30条第4項の規定による報告は、関係住民等説明会結果報告書(様式第20号)によるものとする。

(開発事業の審査基準)

第24条 条例第31条の規定による審査の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 略

(2) 土地の区画形質を変更するとき又は建築物その他工作物を新築し、改築し、若しくは増築するときにあつては、それぞれの行為の態様に応じ、原地形を極力生かした工法を採用するよう努められていること。

(3) 略

(4) 現存する自然度の高い植生や貴重な単独樹木等が、できる限り保存又は移植して活用するよう努められていること。

(5) 住宅地の造成において、街路樹を設置しない道路を設置するときにあつては、当該道路に沿った宅地内に街路樹の代替となるような植樹に努められていること。

(6) 開発事業により斜面や尾根等の稜線などの自然景観が乱されることのないよう努められていること。

(8) ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンドの給油所

(9) 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

(10) その他町長が特に環境及び景観に影響があると認めるもの

(区画形質の変更)

第21条 条例第28条第4号の区画形質の変更とは、切土、盛土又は整地等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為で、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

(1)～(3) 略

(説明会の開催)

第22条 条例第30条第2項の規定による公表は、当該説明会の日程、場所、開発事業の内容等を関係住民等への通知、回覧その他の方法により行うものとする。

2 条例第30条第4項の規定による報告は、関係住民等説明会結果報告書(様式第19号)によるものとする。

(開発事業の審査基準)

第23条 条例第31条の規定による審査の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 略

(2) 土地の区画形質を変更するとき又は建築物その他工作物を新築し、改築し、移転し、若しくは増築するときにあつては、それぞれの行為の態様に応じ、原地形を極力生かした工法を採用するよう努められていること。

(3) 略

(4) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する施設等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。

(5) 現存する自然度の高い植生や貴重な単独樹木等が、できる限り保存又は移植して活用するよう努められていること。

(6) 住宅地の造成において、街路樹を設置しない道路を設置するときにあつては、当該道路に沿った宅地内に街路樹の代替となるような植樹に努められていること。

(7) 開発事業により斜面や尾根等の稜線などの自然景観が乱されることのないよう努められていること。

(8) 建築物その他工作物の色彩に、周囲の景観との調和を損なうけばけばしい色は使用せず、又色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

(9) ふるさと眺望点等の主要な展望地からの眺望又は重要景観等の景観資源に対する眺望を損なうことのないよう配慮すること。

(10) 大雪スペースの設置、敷地内の修景等、生活環境と景観との調和を図ること。

(開発事業に関する同意等の通知)

第25条 条例第33条の規定による開発事業の協議について、同意する又は同意しない旨の通知は、開発事業協議結果通知書(様式第21号)によるものとする。

(開発事業の変更)

第26条 条例第34条第1項の規定により、改めて条例第28条の規定による協議を行わなければならない開発事業の変更は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1)～(4) 略

(開発事業の変更届)

第27条 条例第34条第2項の規定による届出は、開発事業変更届(様式第22号)によるものとする。

(開発事業着手届等)

第28条 条例第35条の規定による届出は、次の各号により行うものとする。

- (1) 開発事業に着手したときは、開発事業着手届(様式第23号)
- (2) 開発事業が完了したときは、開発事業完了届(様式第24号)
- (3) 開発事業を廃止したときは、開発事業廃止届(様式第25号)

(完了検査書)

第29条 条例第36条第1項の規定による通知は、開発事業完了検査書(様式第26号)により行うものとする。

(勧告)

第30条 条例第37条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(氏名の公表)

第31条 条例第38条第1項に規定する公表は、次の各号に掲げる事項を、ニセコ町告示式条例(昭和25年条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

(1)～(4) 略

(屋外広告物の協議)

第32条 条例第40条の規定による協議を行おうとする者は、屋外広告物表示等協議書(様式第27号)2通に、別表2に掲げる図書2通を添えて協議を行うものとする。

(屋外広告物の審査基準)

第33条 条例第42条の規定による審査の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(7) 略

(屋外広告物の表示等に関する同意等の通知)

第34条 条例第44条の規定による屋外広告物表示等の協議について、同意する又は同意

(開発事業に関する同意等の通知)

第24条 条例第33条の規定による開発事業の協議について、同意する又は同意しない旨の通知は、開発事業協議結果通知書(様式第20号)によるものとする。

(開発事業の変更)

第25条 条例第34条第1項の規定により、改めて条例第28条の規定による協議を行わなければならない開発事業の変更は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1)～(4) 略

(開発事業の変更届)

第26条 条例第34条第2項の規定による届出は、開発事業変更届(様式第21号)によるものとする。

(開発事業着手届等)

第27条 条例第35条の規定による届出は、次の各号により行うものとする。

- (1) 開発事業に着手したときは、開発事業着手届(様式第22号)
- (2) 開発事業が完了したときは、開発事業完了届(様式第23号)
- (3) 開発事業を廃止したときは、開発事業廃止届(様式第24号)

(完了検査書)

第28条 条例第36条第1項の規定による通知は、開発事業完了検査書(様式第25号)により行うものとする。

(勧告)

第29条 条例第37条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(氏名の公表)

第30条 条例第38条第1項に規定する公表は、次の各号に掲げる事項を、ニセコ町告示式条例(昭和25年条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

(1)～(4) 略

(屋外広告物の協議)

第31条 条例第40条の規定による協議を行おうとする者は、屋外広告物表示等協議書(様式第26号)2通に、別表2に掲げる図書2通を添えて協議を行うものとする。

(屋外広告物の審査基準)

第32条 条例第42条の規定による審査の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(7) 略

(屋外広告物の表示等に関する同意等の通知)

第33条 条例第44条の規定による屋外広告物表示等の協議について、同意する又は同意

しない旨の通知は、屋外広告物表示等協議結果通知書(様式第 28 号)によるものとする。  
(勧告)

第35条 条例第45条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(氏名の公表)

第36条 条例第46条第1項に規定する公表は、次の各号に掲げる事項を、ニセコ町公告式条例(昭和25年ニセコ町条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

(1)～(4) 略

(勧告)

第37条 条例第49条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(草木、廃屋等の除去の斡旋申込)

第38条 条例第50条の規定により繁茂した草木、廃屋、資材、土砂、瓦礫、廃材及び機能の一部を失った自動車等を除去する業者の斡旋を受けようとする者は、除去業者斡旋申込書(様式第 29 号)を町長に提出しなければならない。

(命令)

第39条 条例第51条の規定による命令は、草木等除去命令書(様式第 30 号)により行うものとする。

(履行期限)

第40条 条例第51条に規定する履行期限は、前条の規定による命令書の交付の日から起算して30日以内とする。

(戒告書等)

第41条 条例第52条の規定による代執行は、戒告書(様式第 31 号)及び代執行令書(様式第 32 号)により行うものとする。

(執行責任者)

第42条 町長は、代執行により繁茂した草木、廃屋、資材、土砂、瓦礫、廃材及び機能の一部を失った自動車等の除去を行うときは、あらかじめ執行責任者を任命し、その執行にあたらせるものとする。

2 前項で規定する執行責任者は、その執行に当たっては、執行責任者証(様式第 33 号)を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(費用の徴収)

第43条 町長は、代執行に要した費用を当該土地の所有者等から徴収するものとする。

2 略

(身分証明)

しない旨の通知は、屋外広告物表示等協議結果通知書(様式第 27 号)によるものとする。

第34条 条例第45条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(氏名の公表)

第35条 条例第46条第1項に規定する公表は、次の各号に掲げる事項を、ニセコ町公告式条例(昭和25年ニセコ町条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

(1)～(4) 略

(勧告)

第36条 条例第49条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(草木、廃屋等の除去の斡旋申込)

第37条 条例第50条の規定により繁茂した草木、廃屋、資材、土砂、瓦礫、廃材及び機能の一部を失った自動車等を除去する業者の斡旋を受けようとする者は、除去業者斡旋申込書(様式第 28 号)を町長に提出しなければならない。

(命令)

第38条 条例第51条の規定による命令は、草木等除去命令書(様式第 29 号)により行うものとする。

(履行期限)

第39条 条例第51条に規定する履行期限は、前条の規定による命令書の交付の日から起算して30日以内とする。

(戒告書等)

第40条 条例第52条の規定による代執行は、戒告書(様式第 30 号)及び代執行令書(様式第 31 号)により行うものとする。

(執行責任者)

第41条 町長は、代執行により繁茂した草木、廃屋、資材、土砂、瓦礫、廃材及び機能の一部を失った自動車等の除去を行うときは、あらかじめ執行責任者を任命し、その執行にあたらせるものとする。

2 前項で規定する執行責任者は、その執行に当たっては、執行責任者証(様式第 32 号)を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(費用の徴収)

第42条 町長は、代執行に要した費用を当該土地の所有者等から徴収するものとする。

2 略

(身分証明)

第44条 条例第54条第2項で規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第34号)とする。

(委任)

第45条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

別表1(第20条関係)

開発事業協議書の添付図書

協議書の種類	図書の種類	縮尺	明示すべき事項
開発事業(建築物 第1号 該当)協議書 開発事業(建築物 第2号 該当)協議書 開発事業(工作物)協議書 開発事業(指定事業場)協議書	付近見取図	2,500分の1以上	方位及び道路、河川等の目標となるもの
	配置図又は外構平面図	200分の1以上	方位、縮尺、敷地境界線、土地の高低、各部分の仕上げ、木竹の種類、道路の位置及び幅員並びに建築物の種類
	平面図	200分の1以上	方位、縮尺並びに各階の用途及び間取り
	立面図	200分の1以上	縮尺、隣地境界線、各部分の仕上げ及び色彩並びに露出する建築設備及び広告物
	現況カラー写真	2方向以上	敷地及び敷地周辺の状況
	完成予想図書		
開発事業(土地の区画変更)協議書 開発事業(土地の分割販売)協議書	付近見取図	2,500分の1以上	方位及び道路、河川等の目標となるもの
	外構平面図	200分の1以上	方位、縮尺、敷地境界線、土地の高低、各部分の仕上げ、木竹の種類
	断面図	200分の1以上	変更前及び変更後の土地の形状
	現況カラー写真	2方向以上	敷地及び敷地周辺の状況

第43条 条例第54条第2項で規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第33号)とする。

(委任)

第44条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

別表1(第19条関係)

開発事業協議書の添付図書

協議書の種類	図書の種類	縮尺	明示すべき事項
開発事業(建築物)協議書  開発事業(工作物)協議書 開発事業(指定事業場)協議書	付近見取図	2,500分の1以上	方位及び道路、河川等の目標となるもの
	配置図又は外構平面図	200分の1以上	方位、縮尺、敷地境界線、土地の高低、各部分の仕上げ、木竹の種類、道路の位置及び幅員並びに建築物の種類
	平面図	200分の1以上	方位、縮尺並びに各階の用途及び間取り
	立面図	200分の1以上	縮尺、隣地境界線、各部分の仕上げ及び色彩並びに露出する建築設備及び広告物
	現況カラー写真	2方向以上	敷地及び敷地周辺の状況
	完成予想図書		
開発事業(土地の区画変更)協議書 開発事業(土地の分割販売)協議書	付近見取図	2,500分の1以上	方位及び道路、河川等の目標となるもの
	外構平面図	200分の1以上	方位、縮尺、敷地境界線、土地の高低、各部分の仕上げ、木竹の種類
	断面図	200分の1以上	変更前及び変更後の土地の形状
	現況カラー写真	2方向以上	敷地及び敷地周辺の状況

様式第14号(第20条関係)

開発事業(建築物 第1号該当)協議書

年 月 日

ニセコ町長

様

住所

氏名

印

電話

開発事業を行いたいのので、ニセコ町景観条例第28条第1項の規定により、次のとおり協議します。

開発事業の名称				
開発事業の場所	ニセコ町			
開発事業の種類 (いずれかに○を付ける。)	高さ10メートルを超える建築物の (新築・改築・増築・移転・___外観の模様替え・色彩の変更)			
現行法令による規制状況	農業振興地域(農用地区域・その他) 森林地域(保安林・地域森林計画対象民有林・その他) その他の地域( )			
開発事業の設計又は は施行方法	設計概要	計画部分	計画以外の部分	合計
	敷地面積	m2	m2	m2
	建築面積	m2	m2	m2
	延べ面積	m2	m2	m2
	用途			
	構造			
	高さ	地盤高から m		
	階数	地上 階	地下 階	
棟数				

様式第14号(第19条関係)

開発事業(建築物)協議書

年 月 日

ニセコ町長

様

住所

氏名

印

電話

開発事業を行いたいのので、ニセコ町景観条例第28条第1項の規定により、次のとおり協議します。

開発事業の名称				
開発事業の場所	ニセコ町			
開発事業の種類 (いずれかに○を付ける。)	高さ10メートルを超える建築物の(新築・改築・増築・ <u>移転</u> ・外観の模様替え・色彩の変更) <u>延べ面積1,000平方メートルを超える建築物の(新築・改築・増築・移転・外観の模様替え・色彩の変更)</u>			
現行法令による規制状況	農業振興地域(農用地区域・その他) 森林地域(保安林・地域森林計画対象民有林・その他) その他の地域( )			
開発事業の設計又は は施行方法	設計概要	計画部分	計画以外の部分	合計
	敷地面積	m2	m2	m2
	建築面積	m2	m2	m2
	延べ面積	m2	m2	m2
	用途			
	構造			
	高さ	地盤高から m(うち増・改築分 m)		
	階数	地上 階	地下 階	



	外観の模様 替え、色彩の 変更	変更内容	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
事業主の住所・氏名			
設計者の住所・氏名			
工事施工業者の住所・氏名			
事前景観調査	年 月 日実施	説明会	年 月 日実施

様式第15号(第20条関係)

開発事業(建築物 第2号該当)協議書  
～以下 略～

様式第16号(第20条関係)

開発事業(工作物)協議書

	棟数				
	色彩(マンセル値)	色相	明度	彩度	割合(%)
	彩色が施されていない部分	素材名：			
	外観の模様替え、色彩の変更	計画部分	計画以外の部分	合計	
		面積	m2	m2	m2
	色彩(マンセル値)	色相	明度	彩度	割合(%)
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで				
事業主の住所・氏名					
設計者の住所・氏名					
工事施工業者の住所・氏名					
事前景観調査	年 月 日実施	説明会	年 月 日実施		

注)「色彩(マンセル値)」欄は、マンセル表色系の値を記載する(記入例：色相 10YR、明度 2、彩度 1)

(削除)

様式第15号(第19条関係)

開発事業(工作物)協議書

年 月 日

ニセコ町長 様

住所

氏名 印

電話

年 月 日

ニセコ町長 様

住所

氏名 印

電話

開発事業を行いたいのので、ニセコ町景観条例第28条第1項の規定により、次のとおり協議します。

開発事業を行いたいのので、ニセコ町景観条例第28条第1項の規定により、次のとおり協議します。

開発事業の名称				
開発事業の場所	ニセコ町			
開発事業の種類 (いずれかに○を付ける。)	高さ10メートルを超える建築物の (新築・改築・増築・移転・___外観の模様替え・色彩の変更)			
現行法令による規制状況	農業振興地域(農用地区域・その他) 森林地域(保安林・地域森林計画対象民有林・その他) その他の地域( )			
開発事業の設計 又は施行方法	設計概要	計画部分	計画以外の部分	合計
	種類			
	構造			
	延長	m	m	m
	築造面積	m2	m2	m2
	高さ	地盤高から m	地盤高から m	地盤高から m
	色彩			
外観の模様替え、色彩の変更	変更内容			
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで			
事業主の住所・氏名				
設計者の住所・氏名				

開発事業の名称					
開発事業の場所	ニセコ町				
開発事業の種類 (いずれかに○を付ける。)	高さ10メートル (ニセコ町景観条例第2条第6号のAにあっては5メートル) を超える工作物の(新築・改築・増築・移転・外観の模様替え・色彩の変更) <u>延べ面積1,000平方メートルを超える工作物の(新築・改築・増築・移転・外観の模様替え・色彩の変更)</u>				
現行法令による規制状況	農業振興地域(農用地区域・その他) 森林地域(保安林・地域森林計画対象民有林・その他) その他の地域( )				
開発事業の設計 又は施行方法	設計概要	計画部分	計画以外の部分	合計	
	種類				
	構造				
	延長	m	m	m	
	築造面積	m2	m2	m2	
	高さ	地盤高から m	地盤高から m	地盤高から m	
	色彩(マンセル値)	色相	明度	彩度	割合(%)
彩色が施されていない	素材名 :				

工事施工業者の 住所・氏名			
事前景観調査	年 月 日実施	説明会	年 月 日実施

様式第17号(第20条関係)

開発事業(指定事業場)協議書

年 月 日

ニセコ町長 様

住所

氏名 印

電話

開発事業を行いたいので、ニセコ町景観条例第28条第1項の規定により、次のとおり協議します。

開発事業の名称	
開発事業の場所	ニセコ町
指定事業場の種類 (いずれか区分に○)	(新設・増設・__用途変更)

	部分					
	外観の様様替え、色彩 の変更	計画部分	計画以外の部分	合計		
		面積	m2	m2	m2	
		色彩(マンセル値)	色相	明度	彩度	割合(%)
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで					
事業主の住所・氏名						
設計者の住所・氏名						
工事施工業者の 住所・氏名						
事前景観調査	年 月 日実施	説明会	年 月 日実施			

注)「色彩(マンセル値)」欄は、マンセル表色系の値を記載する(記入例：色相 10YR、明度 2、彩度 1)

様式第16号(第19条関係)

開発事業(指定事業場)協議書

年 月 日

ニセコ町長 様

住所

氏名 印

電話

開発事業を行いたいので、ニセコ町景観条例第28条第1項の規定により、次のとおり協議します。

開発事業の名称	
開発事業の場所	ニセコ町
指定事業場の種類 (いずれか区分に○)	(新設・改築・増設・ <u>移転</u> ・用途変更)

を付ける。)		を付ける。)	
	～ 以下略 ～		～ 以下略 ～
<u>様式第18号 (第20条関係)</u>	開発事業 (土地の区画変更) 協議書	<u>様式第17号 (第19条関係)</u>	開発事業 (土地の区画変更) 協議書
	～ 以下略 ～		～ 以下略 ～
<u>様式第19号 (第20条関係)</u>	開発事業 (土地の分割販売協議書) 協議書	<u>様式第18号 (第19条関係)</u>	開発事業 (土地の分割販売協議書) 協議書
	～ 以下略 ～		～ 以下略 ～
<u>様式第20号 (第23条関係)</u>	関係住民等説明会結果報告書	<u>様式第19号 (第22条関係)</u>	関係住民等説明会結果報告書
	～ 以下略 ～		～ 以下略 ～
<u>様式第21号 (第25条関係)</u>	開発事業協議結果通知書	<u>様式第20号 (第24条関係)</u>	開発事業協議結果通知書
	～ 以下略 ～		～ 以下略 ～
<u>様式第22号 (第27条関係)</u>	開発事業変更届	<u>様式第21号 (第26条関係)</u>	開発事業変更届
	～ 以下略 ～		～ 以下略 ～
<u>様式第23号 (第28条関係)</u>	開発事業着手届	<u>様式第22号 (第27条関係)</u>	開発事業着手届
	～ 以下略 ～		～ 以下略 ～
<u>様式第24号 (第28条関係)</u>	開発事業完了届	<u>様式第23号 (第27条関係)</u>	開発事業完了届
	～ 以下略 ～		～ 以下略 ～
<u>様式第25号 (第28条関係)</u>	開発事業廃止届	<u>様式第24号 (第27条関係)</u>	開発事業廃止届
	～ 以下略 ～		～ 以下略 ～
<u>様式第26号 (第29条関係)</u>	開発事業完了届	<u>様式第25号 (第28条関係)</u>	開発事業完了届

～ 以下略 ～

様式第27号 (第32条関係)

屋外広告物表示等協議書

～ 以下略 ～

様式第28号 (第34条関係)

屋外広告物表示等協議結果通知書

～ 以下略 ～

様式第29号 (第38条関係)

除去業者斡旋申込書

～ 以下略 ～

様式第30号 (第39条関係)

二 号  
年 月 日

様

ニセコ町長 印

草木等除去命令書

～ 以下略 ～

様式第31号 (第41条関係)

二 号  
年 月 日

様

ニセコ町長 印

戒告書

～ 以下略 ～

様式第32号 (第41条関係)

二 号

～ 以下略 ～

様式第26号 (第31条関係)

屋外広告物表示等協議書

～ 以下略 ～

様式第27号 (第33条関係)

屋外広告物表示等協議結果通知書

～ 以下略 ～

様式第28号 (第37条関係)

除去業者斡旋申込書

～ 以下略 ～

様式第29号 (第38条関係)

二 号  
年 月 日

様

ニセコ町長 印

草木等除去命令書

～ 以下略 ～

様式第30号 (第40条関係)

二 号  
年 月 日

様

ニセコ町長 印

戒告書

～ 以下略 ～

様式第31号 (第40条関係)

二 号

年 月 日

様

ニセコ町長

印

代執行令書

～ 以下略 ～

様式第33号（第42条関係）

(表)

執行責任者証

所属

職

氏名

上記の者は、ニセコ町景観条例第52条及び行政代執行法第2条の規定により、代執行を行う執行責任者であることを証明する。

年 月 日

ニセコ町長

印

～ 以下略 ～

様式第34号（第44条関係）

(表)

執行責任者証

所属

職

氏名

上記の者は、ニセコ町景観条例第54条の規定による、立入調査を行う者であることを証明する。

年 月 日

ニセコ町長

印

～ 以下略 ～

年 月 日

様

ニセコ町長

印

代執行令書

～ 以下略 ～

様式第32号（第41条関係）

(表)

執行責任者証

所属

職

氏名

上記の者は、ニセコ町景観条例第52条及び行政代執行法第2条の規定により、代執行を行う執行責任者であることを証明する。

年 月 日

ニセコ町長

印

～ 以下略 ～

様式第33号（第43条関係）

(表)

執行責任者証

所属

職

氏名

上記の者は、ニセコ町景観条例第54条の規定による、立入調査を行う者であることを証明する。

年 月 日

ニセコ町長

印

～ 以下略 ～

